

実効性なき国民保護計画

池尾靖志

いけお・やすし 一九六六年、名古屋市生まれ。立命館大学非常勤講師。平和学、国際関係論、憲法に「平和学をつくる」（尾辻信茂、伊波洋一氏・井原勝介氏との共著）、「地域から平和をさす」（同）、安齋育成氏との共著に「日本から発信する平和学」（法律文化社）など。

わめて重要となる。しかし、この狭い島国の中で、そのようなことは果たして現実的に可能なのだろうか。

北朝鮮が弾道ミサイルの試験発射をくり返していることを背景として、一部の自治体などではヘルメットをかぶって机の下に潜るといった住民訓練が行なわれている。このようなことで「国民」の安全は守られるのか。

進む国民保護計画の策定

二〇〇四年の国民保護法の成立を受けて、二〇〇五年三月に「国民の保護に関する基本指針」が閣議決定され、国会に報告された。

この指針は、国の省庁（指定行政機関）については同年一〇月に、各都道府県と電力・ガス・道路・医療・輸送などの「指定公共機関」については同年度中に、「国民保護計画」の策定を求めた。この「国民保護計画」とは、想定される武

二〇〇四年、「国民保護法」が成立、施行された。

正式名称を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」というこの立法は、その前年に小泉政権が強い反対を押し切って成立させた武力攻撃事態法などの有事関連三法に付随して整備されたものである。

国家有事の際に求められることは、①実力をもって侵略行為に及ぶ外敵に対し、こちらも実力をもって排除にあたること、②非武装の国民を、危険な戦闘地帯から可能な限り退避させること、である。第二次安倍晋三内閣は集団的自衛権の行使は違憲ではないとしてそれまでの憲法解釈を変えたが、それでも現行の憲法九条は、日本は専守防衛に徹することを規定していると解するのが妥当であろう。とすると、この場合の「有事」では日本の領域内での戦闘が想定できるため、攻撃を受けた地点の住民を国が避難させ、保護することはき

力攻撃の事態、すなわち着上陸攻撃・ゲリラ攻撃・ミサイル攻撃・航空機攻撃の類型に応じた避難措置などを定めるものである。国の機関と都道府県、インフラの管理者につづき、二〇〇六年度中をめどに、市町村も「国民保護計画」を、さらに指定地方公共機関が「国民保護業務計画」を作成することとされた。

鳥取県では、この国の方針が打ち出される前から、具体的には一九九九年四月に片山善博氏が鳥取県知事（当時）に就任したのち、国民保護への取り組みを始める。二〇〇一年一月に発生した九州南西海域不審船事案を受けて、国民保護法が成立する前年の二〇〇三年四月から、有事における鳥取県としての対応の検討に入った。こうして鳥取県は二〇〇三年七月九日、武力攻撃事態等が発生した場合の住民避難のあり方をまとめた「住民避難のシミュレーション」「住民避難マニュアル（研究案）」などを公表し、同年一〇月三〇、三十一日には内閣官房・総務省消防庁と「第一回国民保護フォーラム——そのとき、われわれ地方自治体は」を共催した。

このフォーラムで披露されたシミュレーションは、次のような設定のものであった。

鳥取県の白兔海岸付近で座礁した小型潜水艦を発見。県東部の海岸数カ所で半潜水艦・小型船艇・ゴムボート・戦闘服・薬莖等を確認。県内数カ所で侵入した武装工作員による発砲事件が発生。政府は、武力攻撃事態と認定し、自衛隊に

防衛出動命令を下す。これを受け、鳥取県知事が県東部二二市町村二二万四〇〇〇人に対して避難指示を出す……（岩下文広『国民保護計画をつくる——鳥取から始まる住民避難への取組み』ぎょうせい、二〇〇四）。

これは武力攻撃事態の中の「ゲリラ攻撃」に類別される事態だが、このような光景が、有事法制の成立から、北朝鮮のミサイル実験が繰り返されるようになる以前まで、一般的に考えられてきた典型的な「武力攻撃事態」であり、「国民保護」の態様であったといえよう。

ここで注目すべきことの二つは、「国民の協力」である。鳥取県の訓練の中では、運送事業者（指定公共機関）などへの避難民・緊急物資の運送要請と指示、いわゆる業務従事命令についても詳細に考えられていた。これは国民保護法制でも同様である。

武力攻撃事態法第八条は、次のように定めている。

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

これを受けた国民保護法制の「要旨」に関して、岡本篤尚・神戸学院大学教授は次のように解説している。すなわち、避

特集1

事態区分	事態の類型
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	①危険性を内在する物質を有する施設などに対する攻撃 ・原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破など ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関などに対する攻撃 ・ターミナル駅や列車の爆破など ③多数の人を殺傷する特性を有する物質などによる攻撃 ・サリンや炭疽菌の大量散布など ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃など ・航空機による自爆テロなど

〈表〉事態区分と類型（「東京都国民保護計画」による）

難民の運送指示については、「運送事業者の安全が確保されている場合でなければならず、「通常予測される危険と異なる軍事上の危険」があり、自らの「生命・身体に対する重大な危険」があると認められる場合には「就労義務を負わない」とのとされているが、「実際には、特定の業務に従事している

ばすぐにわかることだが、その内容はほぼ共通したものととなっている。政府が準備した「都道府県国民保護モデル計画」「市町村国民保護モデル計画」に準じて作成されているからである。これをめぐっては、大きく二つの問題点が指摘されている。

第一に、総務省消防庁がこれらのモデル計画を作成したために、防災を考へ方の基本としており、住民の避難にあたって自衛隊に大きく依存している点である。

しかし、当然のことであるが、有事＝戦争と「防災」とでは根本的に状況が異なるため、真剣に武力攻撃事態の中での市民の安全を確保しようとするのであれば、一から計画を作ることが求められたはずである。

「有事」の際に外敵と対応しなければならない自衛隊に住民避難を依存するのは、現実的とは言えない。政府もこの問題は理解しており、その「都道府県国民保護モデル計画」の中で、「武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある」と書いている。しかし、それではどうするのか、という点への解決は示されていない。

第二に、この「見本」をもとに策定された「保護計画」がどこまで信頼できるものになっているのか、という点である。これらの「計画」のほとんどは、政府の示した「モデル」を

者、特定の地域に住んでいる者、避難などの特定の行為をしようとする者に対しては罰則をもって協力することが強制される仕組みとなっている」と（国民「保護」という幻想——対テロ戦争と「市民」の安全「世界」二〇〇四年三月号）。

このような国民協力のシステム化、ある種の国民の動員体制については、国民保護法成立から今日までの十数年間、ほとんど意識されることはなかった。

しかし、これまでに国民保護計画は、国の機関（三二省庁、四七都道府県で決定が済み、市町村では一七四一の自治体のうち一七三八で作成が完了している。国民保護業務計画についても、指定公共機関の全部（一五二機関）で作成が完了し、指定地方公共機関では一〇七八機関のうち一〇七二で作成されている。

平和のうちには意識されることのない「国民保護計画」であるが、その中に市民の戦争動員へと転化しかねないシステムを内在させていることは意識されなければならない。

だが実際には、三〇〇〇以上に達する国民保護計画／国民保護業務計画のほとんどは、当初からリアリティをもって作成されたとは評価しがたいものであり、さらに作成後の年月の中で風化と忘却が進んでいる。次にその状況を見ていく。

実効性に乏しい計画

各自自治体の準備している「国民保護計画」をいくつか見れば、もとに地域の実情を若干書き加えたに過ぎない。各自自治体のあいだで「有事」という事態をどう理解しているかも一定ではない。

根本的な問題として、過去の事例をもとにある程度の想定が可能な自然災害に比べて、人為的な「災害」である「武力攻撃事態」では、技術的進歩や国際環境などの変数によって、ほとんど無限と叫びたいバリエーションがある。一定の静的な態様を想定することは非常に困難であることは容易にうかがい知れよう。これに対して、一体どのような「保護計画」が可能かというのか。

台風・洪水や津波などの自然災害の場合、災害の発生地点を想定していつの段階でどのように避難するかといったことを定めることも合理的に可能であり、住民の安全確保のために自治体はリアリティのある避難計画を策定しなければならず、また実際に多くの自治体はそうした計画を持ち、関係各機関の避難訓練なども定期的に行なわれている。

一方、態様を事前予測することが難しい「武力攻撃事態」について、事前に一定の計画を作成し、準備をすることの技術的限界は明らかである。皮肉をこめて言えば、地方自治体が予測でき、住民に被害が出ないように十分な準備をできる形での攻撃など、誰が為すであろうか。

それでは、国は具体的にどのような事態と対処を想定しているのかを次に見る。

特集1

空論の「事態」

▼核攻撃 国民保護計画では、武力攻撃事態（武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）、およびテロなどの緊急対処事態の二つの「事態」について、着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃の四類型を想定している。また、それぞれの類型において、NBC兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器）等を用いた攻撃が行なわれる可能性があることも考慮することとしている。

こうした動きに対して、当然ながら、自治体からは異論も示されている。たとえば、核兵器が使用された場合。内閣官房の「国民保護ポータルサイト」に掲載された「核攻撃から生き残る方法」には、次のように書かれている。「閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので見ないでください」「とっさに遮蔽物の陰に身を隠しましょう。地下施設やコンクリートの建物であればより安全です」。

この「方法」は、米国の民間防衛や災害時の救助活動などを担当している連邦緊急事態管理局（FEMA）の「核爆発の間にあなただがすべきこと」という項目を参考にしているという（中国新聞「二〇〇八年四月一六日付社説」）。

これに対して、広島市の国民保護計画では、核兵器攻撃による被害について、専門部会による詳細な検討結果に基づき、試算に当たった設定条件によりその被害は小さくなる場合もあるし、数倍以上の被害になることもあり得る。核兵器攻撃が行われた場合には、このように甚大な被害が発生しますが、たとえ被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないとしても、爆心地から離れた地域等においては、可能な範囲内で、最善の対処措置を実施するものとなります。

先の『中国新聞』社説では、政府によるこの「方法」への反論として、被爆者で核物理学者の葉佐井博巳・広島大名大学教授による、「核兵器が爆発したら三秒ですべてが終わる。行政にやれることなど何もない」との意見を挙げている。「国民保護計画」体系に対する本質的な批判であろう。

▼未知の化学物質 化学兵器の使用で政府が念頭に置いているのは、「地下鉄サリン事件」である。一九九五年三月二〇日午前八時頃、東京都の営団地下鉄（当時）丸ノ内線と日比谷線で各二編成、千代田線で一編成、計五編成の車内で、カルト集団・オウム真理教（当時）の信者数名が神経ガス・サリンを散布、乗客や駅員ら一三人が死亡し、五八〇〇人以上が重軽傷を負った（警察庁発表資料）。この無差別殺傷事件は、これまでの日本では最悪のテロ事件と位置づけられている。

このとき東京消防庁は、化学災害対応専門部隊の化学機動

4 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合



①特徴

- 突発的に被害が発生することも考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがあります。
- 核・生物・化学兵器や、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。

②留意点

- 突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難しましょう。

(2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合



①特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。このため、我が国に影響が及ぶ弾道ミサイルが飛来する可能性があります。

〈図〉「国民保護ポータルサイト」（内閣官房）の実際の掲載例

被害の態様等を「控えめに」示している。ここでは、一九四五年当時の状況を下敷きに、核兵器保有国が保有する核兵器の状況等を勘案し、以下のように締めくくっている。少し長くなるが引用しよう。

「夏（八月）の平日の昼間（晴れ）、当時と同じ爆心地」という場合における四つの仮想的なケースについて被害想定を行いました。その結果、例えば、一六キロトンの空中爆発では、急性期の死者は六万六千人、負傷者は二〇万五千人、死傷率は四六・四％と推計されました。また、一メガトンの空中爆発では、急性期の死者は三七万二千人、負傷者は四六万人、死傷率は六一・三％と推計されました。これらの試算値は、控えめに見積もっても、これぐらいの被害は出るだろうというものであり、

中隊を現場に出動させ、原因物質の特定にあたったが、当時のガス分析装置にはサリンのデータがインプットされておらず、溶剤のアセトニトリルを検出したという分析結果しか得られなかった。また、陸上自衛隊は創設以来はじめて化学防護部隊を出動、地下鉄内に残されたサリンの除去を担った。

この事件は、日本でも現実にはテロの脅威にさらされる危険性があることを明らかにした。さらに同時に、未知の化学物質を使用したテロに対し、警察・消防の初動が適切になされるかさえ、非常に困難に直面することも浮き彫りにした。地下鉄サリン事件に基づいた保護計画を立てただけでは、「有事」への対応は困難であろう。

▼警報・緊急通報の住民への伝達・避難 二〇一七年八月二十九日午前六時過ぎ、政府は、北朝鮮からミサイルが発射された模様、と全国瞬時警報システム（Jアラート）総務官消防庁が開発・整備を進める。弾道ミサイルだけでなく、緊急地震速報や津波警報など、対処に時間的余裕がない事態についての情報を人工衛星を用いて国から送信する）で速報した。菅義偉官房長官は緊急の記者会見を開き、北朝鮮の発射したミサイルが日本の上空を通過して、襟裳岬の東の太平洋上に落下したと伝えた。このとき北海道や本州ではじめて、北朝鮮のミサイルに関連したJアラートが作動したため、話題になった（沖縄ではすでに二〇一二年、一六年に運用実績あり）。

Jアラートを使用すると、市町村の防災行政無線などが自

動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信される。二〇〇七年二月から一部の自治体で運用が開始され、現在、すべての自治体がこれに対応済みとされている。Jアラートが作動した場合には自主防災組織、自治会、関係ある公私の団体等に対して、市町村を通じて必要な協力要請が伝達される。

しかし、防災という観点では一定の成果を上げてきているものの、発射後数分で日本国土に達するミサイルに対して、どれだけの有効手段となり得るかに大きな疑問符がついている。

▼図上・実動訓練 内閣官房の「国民保護ポータルサイト」によれば、現在多くの自治体で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施されている。しかし、たとえば東京都国立市のシミュレーション、図上訓練では、障がい者や高齢者など、約二二〇〇人の避難弱者住民を市内に避難させるだけで、二六時間かかるという結果となった。武力攻撃が行なわれれば、米軍や自衛隊によって生活道路が封鎖されることが考えられるため、計画通りに避難を進めることはさらに困難を極めるであろう。

これらの事例からも、政府主導の「計画」がいかに机上の空論に過ぎないかがわかる。

島嶼防衛に見える欺瞞

国民保護にかかわるもう一つの重要な論点について考えた

島に航空自衛隊のレーダー基地がある程度で、多数の島々が防衛の「空白地帯」である、と防衛省は考えてきた。このため、二〇〇四年の防衛計画大綱において、南西諸島方面の防衛力強化方針を打ち出した。

また、二〇一〇年の防衛計画大綱では、「自衛隊配備の空白地帯となっている島嶼部について、必要最小限の部隊を新たに配置するとともに、部隊が活動を行なう際の拠点、機動力、輸送能力、及び実効的な対処能力を配備することにより、島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海域の安全確保に関する能力を強化する」としている。これに基づき、陸上自衛隊第一混成団を約三〇〇名増強して第一五旅団に昇格させるとともに、与那国島には、陸上自衛隊の沿岸監視隊と航空自衛隊の移動警戒管制レーダーを配備した。

現在は、自衛隊の駐屯地を奄美大島、宮古島、石垣島に配備することが予定され、すでに奄美大島では、島内に三箇所の施設を配備しようとして造成工事が進められている。

そして毎年秋には、西部方面隊による「鎮西演習」と呼ばれる訓練が行なわれている。その目的は、「方面隊の島嶼侵攻事態対処能力の向上を図り、陸上自衛隊として、多様な事態に対処する即応性の向上に資する」とことである（陸上自衛隊ニューズリリースより）。二〇一六年の鎮西演習のウェブページ（防衛省作成）によると、演習の概要は、部隊機動、水陸両用作戦、対着上陸作戦、対不法行動対処となっている。西部

い。これまで、国土防衛の「空白地帯」とされてきた南西諸島に対して、日本政府は現在、中国と北朝鮮を念頭に置いて、島嶼防衛を行なおうとしている。

特に中国の脅威については、二〇〇四年、二〇一〇年と、二度にわたって策定された防衛計画の大綱に明記されている。二〇一四年の大綱では、中国、インドなどのさらなる発展と、米国の影響力の相対的な低下に伴う国際的なパワー・バランスの変化により、国際社会の多極化が進行していることが示されている。

北朝鮮に関しては、同国が、核兵器をはじめとした大量破壊兵器やその運搬手段となり得る弾道ミサイルの開発・配備・拡散などを進めつつ、大規模な特殊部隊を保持するなど、軍事能力を引き続き強化していることが述べられている。

中国の軍事力強化や尖閣諸島をめぐる態度をみれば、「抑止力」としての日米安保体制をより強化しなければならぬと考える人たちが出てくることも理解できる。しかし、日本は、北朝鮮や中国との武力衝突を想定して国民保護計画の策定を進めているのか。そもそも、日本に対する北朝鮮や中国の武力侵攻は、本当に起こり得るのか。

▼南西諸島への自衛隊配備と住民避難 南西諸島には在日米軍が多く展開されている。しかし自衛隊としては、沖縄本島に陸上自衛隊第一混成団、航空機を中心とした海上／航空自衛隊が配備されているものの、宮古・八重山地域には宮古

方面の部隊が奄美大島でさまざまな訓練を行なっている様子を見ると、生活道路はまさに軍用用途で精一杯の状況であり、とても住民避難のために使用するところではない。

一方宮古島でも、もともとゴルフ場だった土地を造成する駐屯地の建設がはじまった。ここには陸上自衛隊の司令部も配置される予定だが、これら軍事施設がミサイル攻撃の標的となった場合、Jアラート作動時点ではもうミサイルが着弾している可能性は高く、離島でもあるため避難の余地はない。

では、すでに陸上自衛隊沿岸監視隊の配備されている与那国町はどうか。与那国町では、国民保護計画協議会を発足させ、計画の立案作業に着手する動きはあったものの、策定までには至っていない。有事の際に住民を避難させる手段や場所がないことをその理由の一つに挙げる町職員もいると聞く。また、「島が孤立した場合、食糧や水の支援は自衛隊にお願いするしかない」との立場をとっているが、狭い島内が武力攻撃に直面している状況で、自衛隊に住民を救護・避難させる余裕があるのか、はなはだ疑わしい。

また石垣市では、二〇一三年に国民保護計画を策定しており、有事の際には、各村落の避難施設からいったん海と空を使って沖縄本島に避難し、それから県外に避難することが規定されている。しかし、そのための具体的な手段については、「県が国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本」と書かれているだ

けであり、独自に想定できたプランはないのが現状だ。

▼日米防衛協力の深化 沖縄戦を経験した沖縄県では、軍事的なるものに対するアレルギー反応が、本土の人間が思っている以上に根深い。本土にはなかなか伝わってこないものも多いが、沖縄の新聞を読めば、日常的な米軍の訓練によってもたらされる基地被害だけでなく、米兵の引き起こす凶悪犯罪や事件、事故が日常茶飯事であることがわかる。

では、自衛隊は沖縄の住民にどのように捉えられているのだろうか。「本土防衛」を担う自衛隊は、米軍とは異なった印象を持っている人もいられるかもしれない。

しかし、ここで注意しなければならないのは、集团的自衛権の行使を前提に組み立てられ、二〇一五年四月二十七日に発表された「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」である。そのなかでは、「日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する」としている。これは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において、自衛隊と米軍による政策面および運用面の調整を強化するものであり、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築を行なうものだ。すなわち、「専守防衛」に徹してきた段階を超え、自衛隊はいまや米軍との一体化を推し進める段階に来ていることを意味している。

いる。すなわち、軍の持つ「抑止力」によって日本の安全保障が成り立っていると考える政策決定者は「軍による平和」を主張し、それに対して、米軍や自衛隊の基地の周辺に暮らし、日常生活に支障を来している普通の人々は「軍からの平和」を願っている、というのである。

実際に沖縄の現状を見ると、相次ぐオスプレイの墜落事故やパラシュート降下訓練の失敗などから解放されたいという「軍からの平和」を、多くの沖縄の人たちは願っているのがわかる。一方、少なくとも日米安保体制によって日本の安全保障が成り立っていると考える人たちは、「軍による平和」の方が「軍からの平和」よりも効用が大きいという認識をもっているだろう。この二者の間の断絶は、「国民保護」の裏側でよりいっそう深まっている。

南西諸島への自衛隊配備は、国際政治学上ではどのようなとらえられているのか。それによって抑止力が増し、日本は中国や北朝鮮の「脅威」から守られていると考えるのか。それとも、かえってこれらの国々との間に緊張関係が生まれ、日本が有事に巻き込まれるリスクが高まると考えるのか。立場は二つに分かれている。

国際政治学の理論には、「安全保障のジレンマ」という概念がある。すなわち、A国とB国とが緊張関係にあればあるほど、相互不信に陥り、その結果両国とも軍拡を推し進め、パワー・バランスが崩れたときに武力衝突が起きる、というも

その一端が、施設・区域の共同使用である。島嶼防衛の際、米軍と自衛隊は、それぞれ保有する施設・区域を一体使用するつもりなのだ。そのための地ならしとして、すでに二〇〇七年には与那国祖納港に米軍艦船が寄港、〇九年四月三日には在日米海軍の掃海艦「ガーディアン」「パトリオット」(佐世保基地所属、乗組員各八〇人)が入港している。ケビン・メア在沖米総領事(当時)は、これは「乗組員の休養と親善・友好」が目的であると述べているが、実際には、有事における各民間港の使用可能性を検証することが目的であろう。

つまり、現在、南西諸島への自衛隊基地の建設を強行しようとしている動きは、ゆくゆくは日米防衛協力の名の下に当該基地を一体使用することが念頭にありと考えられる。地域住民が自衛隊基地建設に反対するのは、「本土防衛」「専守防衛」の段階を超えた自衛隊の姿を、各所の基地で目の当たりしているからである。先述した鎮西演習でも、自衛隊の装備品を米軍が運んでいた姿を目撃した住民もいると聞く。

保護計画は、実効性に乏しいだけでなく、島嶼防衛の名の下に米軍との「協力的体制」をいっそう推進し、自衛隊自身の性格をも変容させる、格好の口実となっていると言えよう。

抑止力を超えて

『自衛隊史』(ちくま新書)を上梓した佐道明広・中京大学教授は、「軍による平和」「軍からの平和」の二つを区別してのである。北朝鮮の核兵器や弾道ミサイル開発は、もとをたせば、ブッシュJr米大統領(当時)がイラク・イラン・北朝鮮を「悪の枢軸」と呼び、実際にイラク戦争を目的にしたりしたからであった。尖閣諸島をめぐる中国の反日暴動は、民主党の野田佳彦政権時に国有化を宣言し、中国・日本双方のナショナリズムを刺激したからであった。

今なお、日本政府の安全保障政策は、アメリカの提供する「核の傘」に依存するものである。しかし、アメリカの提供する「核の傘」が抑止力として十分に機能しているのであれば、なぜ北朝鮮は核兵器や弾道ミサイルの開発にいそしみ、中国は軍事的に挑発的な態度をとり続けているのであろうか。本場にアジア・太平洋地域の安全保障を考えるのであれば、信頼醸成措置として、外交努力による「対話」をつづけ、朝鮮半島の「非核化」を呼びかけるべきなのではないか。二〇一七年のノーベル平和賞をICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)が受賞したように、核兵器保有を禁止することによって成し遂げるべきものではないか。そうした取り組みこそ、実効性を伴った本場の意味での国民保護につながる。

少なくとも、政府の掲げる「国民保護計画」が実際「有事」が発生したときに機能し得ないことは、これまでの実績からも容易に理解いただけよう。今後も図上訓練や地域住民を動員した訓練を積み重ねていくことに、その空虚さはより明白になっていくだろう。